

特別名勝 虹の松原



種別	国指定特別名勝
所在地	唐津市東唐津・鏡・浜玉町 Google Mapで表示
指定年月日	名勝指定：大正15年（1926）8月22日 特別名勝指定：昭和30年（1955）3月24日

虹の松原は、幅400～700m、長さ4km余りにわたって続く、黒松を主体とする松原です。

初代唐津藩主である寺沢志摩守広高が新田開発のために防風、防潮を目的として植林したのがはじまりといわれています。かつては、西の浜にも松原が広がっており、藩政時代には「二里の松原」ともよばれ、一説にはこれが変化して虹の松原になったともいわれています。

三保の松原（静岡県静岡市）、気比の松原（福井県敦賀市）とならび、日本三大松原のひとつに数えられ、この中で唯一国の特別名勝に指定されています。

藩政時代、虹の松原は満島村（現東唐津）と鏡村、浜崎村に分かれており、宝暦12年（1762）に、唐津藩主が土井氏から水野氏に代わる際、幕府に対して約一万石が上知（じょうち）され、浜崎村は筑前怡土（いと）郡3ヶ村と他の松浦郡10ヶ村とともに、幕領（ばくりょう）となります。

その後、幕府は文政元年（1818）に対馬藩に対し、怡土郡、下野国（しもつけのくに）安蘇（あそ）郡、同都賀（つが）郡のほか浜崎村を含む松浦郡11ヶ村を与えたため、浜崎村は対馬藩領となります。この時の藩境を示す領境石（「従是東対州領」）が虹の松原内と砂子の集落内の2ヶ所に残っています。

このように浜崎村は唐津藩領、幕領、対馬藩領と所属が替わっていきませんが、満島村との漁場争いが絶えず起こっていたようで、最終的な境界争いの決着は明治5年（1872）になってからのことでした。

現在、かつての鏡村と浜崎村の境界付近の松原内に、明治15年（1882）に建てられた漁場の境を示す石柱（「従是東濱崎浦漁場」）が残っています。



領境石



漁場の境を示す石柱

問い合わせ

生涯学習文化財課

〒847-0013 佐賀県唐津市南城内1番1号

大手口センタービル6階

電話番号：0955-72-9171